

当社設備への防護管取付に係る費用負担・申込方法の見直しおよび建設工事等に伴う感電災害・停電事故防止に向けた取組み充実について



1. 背景

- 建設工事等において、当社設備近傍で作業を行う場合に必要となる防護管の取付に関しては、各事業者さまから当社にお申込みを頂き、**当社が工事費を負担して取付および撤去を行ってききました。**
- 一方、建設工事等における防護管取付については、労働安全衛生法や建設業法等（以下、「安衛法等」という。）において、**作業員の感電防止の措置や電線等への接触・断線による停電を防止する措置として、建設工事等を行う各事業者さまに義務付けられている措置と定められています。**
- 今般、当社は、原因者負担の原則・公平性の観点から、**「防護管取付・撤去に係る費用負担」**の変更を行うことといたしました。
- また、近年では、事業者さまの防護管取付意識は定着されてきていますが、防護管未取付の状態での建設工事等の作業に伴う感電災害や停電事故は無くならず依然発生している現状を踏まえ、**「感電災害・停電事故防止に向けた取組み充実」**を図ります。
- 具体的には、「2. 当社の今後の取組み」のとおりです。

防護管取付例



2. 当社の今後の取組み

現在準備を進めている取組み内容は以下のとおりです。

（1）防護管取付に係る費用負担・申込方法の見直し

2020年10月から、取付義務のある各事業者さまによる負担とします。
また、これに合わせ、申込方法の見直しを行います。

見直し内容

項目		これまで	見直し後	実施時期
費用負担		中部電力	各事業者さま	2020年10月
申込方法	申込先	中部電力	防護管管理会社※1	
	申込手段	電話・FAXなど	インターネット※2	2020年4月

※1 申込内容の確認等は、当社が業務を委託した防護管管理会社が行います。

※2 2019年11月から当社HPよりインターネット申込が可能、2020年4月から完全移行します。

（2）感電災害・停電事故防止に向けた取組み充実

当社HPの電気事故防止PR内容の充実、各事業者さまへのダイレクトメールや当社の様々な現場出向業務を活用した防護管取付PRの充実などの取組みを行います。

3. 今後の予定

今回のお知らせ内容を2019年12月頃、具体的な運用方法等の詳細を2020年3月頃にHPでお知らせいたします。

【参考】労働安全衛生法関連（感電防止措置に関する事業者等の義務）

労働安全衛生法や労働安全衛生規則では、各事業者さまに労働者の感電防止措置（絶縁用防護具の装着等）を講じることが義務付けられています。

【事業者の義務】

労働安全衛生法（抜粋）

第四章 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置

（事業者の講ずべき措置等）

第 20 条 **事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。**

（中略）

三 電気、熱その他のエネルギーによる危険

第 24 条 **事業者は、労働者の作業行動から生ずる労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。**

第 26 条 労働者は、事業者が第 20 条から第 25 条まで及び前条第一項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。

第十二章 罰則

第 119 条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第 14 条、第 20 条から第 25 条まで、第 25 条の二第一項、（中略）の規定に違反した者

労働安全衛生規則（抜粋）

第五章 電気による危険の防止

（工作物の建設等の作業を行う場合の感電の防止）

第 349 条 **事業者は、架空電線又は電気機械器具の充電電路に近接する場所で、工作物の建設、解体、点検、修理、塗装等の作業若しくはこれらに附帯する作業又はくい打機、くい抜機、移動式クレーン等を使用する作業を行う場合において、当該作業に従事する労働者が作業中又は通行の際に、当該充電電路に身体等が接触し、又は接近することにより感電の危険が生ずるおそれのあるときは、次の各号のいずれかに該当する措置を講じなければならない。**

一 当該充電電路を移設すること。

二 感電の危険を防止するための囲いを設けること。

三 当該充電電路に絶縁用防護具を装着すること。

四 前三号に該当する措置を講ずることが著しく困難なときは、監視人を置き、作業を監視させること。

（鋼管足場）

第 570 条 **事業者は、鋼管足場については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。**

（中略）

六 架空電路に近接して足場を設けるときは、**架空電路を移設し、架空電路に絶縁用防護具を装着する等架空電路との接触を防止するための措置を講ずること。**

【元方事業者の義務】

労働安全衛生法（抜粋）

（元方事業者の講ずべき措置等）

第 29 条の 2 **建設業に属する事業の元方事業者は、土砂等が崩壊するおそれのある場所、機械等が転倒するおそれのある場所その他の厚生労働省令で定める場所において関係請負人の労働者が当該事業の仕事の作業を行うときは、当該関係請負人が講ずべき当該場所に係る危険を防止するための措置が適正に講ぜられるように、技術上の指導その他の必要な措置を講じなければならない。**

労働安全衛生規則（抜粋）

（法第 29 条の 2 の厚生労働省令で定める場所）

第 634 条の 2 **法第 29 条の 2 の厚生労働省令で定める場所は、次のとおりとする。**

（中略）

三 **架空電線の充電電路に近接する場所**であって、当該充電電路に労働者の身体等が接触し、又は接近することにより感電の危険が生ずるおそれのあるもの（関係請負人の労働者により工作物の建設、解体、点検、修理、塗装等の作業若しくはこれらに附帯する作業又はくい打機、くい抜機、移動式クレーン等を使用する作業が行われる場所に限る。）（中略）

【参考】労働安全衛生法関連（感電災害の防止対策に係る労働基準局通達）

移動式クレーン等の送配電線類への接触による感電災害の防止対策について （基発第 759 号，昭和 50 年 12 月 17 日）

建設工事等の屋外作業において，移動式クレーン，くい打機，機械集材装置等（以下「移動式クレーン等」という。）を送電線，配電線，電車用饋電線等（以下「送配電線類」という。）に近接する場所で使用中に，その機体，ワイヤロープ等が送配電線類に接触して起こる感電災害が依然として跡を絶たない。加えて，**感電災害は死亡率が極めて高いこと**，都市の過密化及び周辺地域の市街化の促進等により**不意の停電事態が惹起する社会的混乱の度合も増大していること**等注目を要するところである。

については，この種災害の防止の徹底を図るため，関係事業場の監督指導に当たっては，**労働安全衛生規則第 349 条及び第 570 条第 1 項第 6 号に定める事項はもとより，下記の事項に留意の上**，その万全を期せられたい。

記

1 送配電線類に対して安全な離隔距離を保つこと。

移動式クレーン等の機体，ワイヤロープ等と送配電線類の充電部分との離隔距離を，次の表の左欄に掲げる電路の電圧に応じ，それぞれ同表の右欄に定める値以上とするよう指導すること。

電路の電圧	離隔距離
特別高圧	2m，ただし，60,000V 以上は 10,000V 又はその端数を増すごとに 20cm 増し。
高圧	1.2m
低圧	1m

なお，移動式クレーン等の機体，ワイヤロープ等が目測上の誤差等により，この離隔距離内に入ることを防止するために，移動式クレーン等の行動範囲を規制するための木柵，移動式クレーンのジブ等の行動範囲を制限するためのゲート等を設けることが望ましいこと。

2 監視責任者を配置すること。

移動式クレーン等を使用する作業についての的確な作業指導をとることができる監視責任者を当該作業現場に配置し，安全な作業の遂行に努めること。

3 作業計画の事前打ち合わせをすること。

この種作業の作業計画の作成に当たっては，事前に電力会社等送配電線類の所有者と作業の日程，方法，防護措置，監視の方法，送配電線類の所有者の立会い等について，十分打ち合わせるように努めること。

4 関係作業員に対し，作業標準を周知徹底させること。

関係作業員に対して，感電の危険性を十分周知させるとともに，その作業標準を定め，これにより作業が行われるよう必要な指導を行うこと。

【参考】建設業法関連（保安措置に関する事業者等の義務）

建設業法では、公衆に危害を及ぼさないよう建設工事を適切に施工することが定められております。

建設業法（抜粋）

（指示及び営業の停止）

第 28 条 **国土交通大臣又は都道府県知事は**、その許可を受けた建設業者が次の各号のいずれかに該当する場合又はこの法律の規定（第十九条の三、第十九条の四及び第二十四条の三から第二十四条の五までを除き、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第百二十七号。以下「入札契約適正化法」という。）第十五条第一項の規定により読み替えて適用される第二十四条の七第一項、第二項及び第四項を含む。第四項において同じ。）、入札契約適正化法第十五条第二項若しくは第三項の規定若しくは特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号。以下この条において「履行確保法」という。）第三条第六項、第四条第一項、第七条第二項、第八条第一項若しくは第二項若しくは第十条の規定に**違反した場合においては、当該建設業者に対して、必要な指示をすることができる**。特定建設業者が第四十一条第二項又は第三項の規定による勧告に従わない場合において必要があると認めるときも、同様とする。

一 **建設業者が建設工事を適切に施工しなかつたために公衆に危害を及ぼしたとき、又は危害を及ぼすおそれが大であるとき。**

二 建設業者が請負契約に関し不誠実な行為をしたとき。

（中略）

2 都道府県知事は、その管轄する区域内で建設工事を施工している第三条第一項の許可を受けずに建設業を営む者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該建設業を営む者に対して、必要な指示をすることができる。

一 **建設工事を適切に施工しなかつたために公衆に危害を及ぼしたとき、又は危害を及ぼすおそれが大であるとき。**

二 請負契約に関し著しく不誠実な行為をしたとき。

土木工事安全施工技術指針（抜粋）

（平成 29 年 3 月 国土交通省大臣官房技術調査課）

総則

1. 目的 本指針は、土木工事における施工の安全を確保するため、一般的な技術上の留意事項や施工上必要な措置等の安全施工の技術指針を示したものである。

第 3 章 第 2 節 架空線等上空施設一般

1. 事前確認

（1）工事現場における架空線等上空施設について、施工に先立ち、現地調査を実施し、種類、位置（場所、高さ等）及び管理者を確認すること。

（2）建設機械等のブーム、ダンプトラックのダンプアップ等により、**接触・切断の可能性があると考えられる場合は、必要に応じて以下の保安措置を行うこと。**

① **架空線上空施設への防護カバーの設置**

② 工事現場の出入り口等における高さ制限装置の設置

③ 架空線等上空施設の位置を明示する看板等の設置

④ 建設機械のブーム等の旋回・立入り禁止区域等の設定

建設工事公衆災害防止対策要綱 建設工事等編

（令和元年 9 月 2 日 国土交通省告示第 496 号）

第 1 目的

1 この要綱は、建設工事等の施工に当たって、当該工事の関係者以外の第三者（以下「公衆」という。）の生命、身体及び財産に関する危害並びに迷惑（以下「公衆災害」という。）を防止するために必要な計画、設計及び施工の基準を示し、もって建築工事等の安全な施工の確保に寄与することを目的とする。

第 37 架線、構造物等に近接した作業

1 施工者は、架線、構造物等若しくは作業場の境界に近接して、又はやむを得ず作業場の外に出て建設機械を操作する場合においては、接触のおそれがある物件の位置が明確に分かるようマーキング等を行った上で、歯止めの措置、ブームの回転に対するストッパーの使用、**近接電線に対する絶縁材の装着**、交通誘導警備員の配置等必要な措置を講じるとともに作業員等に確実に伝達しなければならない。

2 施工者は、特に高圧電線等の重要な架線、構造物に近接した工事を行う場合は、これらの措置に加え、センサー等によって危険性を検知する技術の活用を努めるものとする。